

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.10
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 内藤加代子 同 櫻井拓之
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング2階 弁護士法人 大江橋法律事務所
【報告義務発生日】	2025年10月9日
【提出日】	2025年10月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	本店所在地の変更

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ナガワ
証券コード	9663
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証プライム市場

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（Symphony Financial Partners (Singapore) Pte. Ltd.）
住所又は本店所在地	シンガポール 048619、リパブリック・プラザ、#27-04、ラッフルズ・プレイス9
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	シンガポール 048624、UOBプラザ #24-21、ラッフルズ・プレイス80

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2013年2月5日
代表者氏名	グレゴリー・ジョセフ・マッケンタイヤー
代表者役職	最高経営責任者 取締役
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング2階 弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士 櫻井 拓之
電話番号	03（5224）5566（代）

（２）【保有目的】

純投資及び状況に応じて重要提案行為を行うこともありうる

（３）【重要提案行為等】

状況に応じて重要提案行為を行うこともありうる

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,602,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,602,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		2,602,500
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年10月9日現在）	V 16,357,214
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	15.91
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	15.58

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年8月12日	株券	20,000	0.12	市場内	取得	
2025年8月12日	株券	16,300	0.10	市場内	処分	
2025年8月12日	株券	3,700	0.02	市場外	処分	6765

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	7,055,907
上記（Y）の内訳	顧客資金の運用
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	7,055,907

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地